

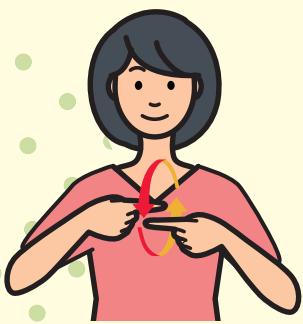
みんなでつながる 手話



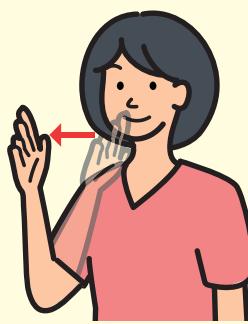
姫路



市



手話



言語



条例



平成29年4月1日から
姫路市手話言語条例が施行されました。

姫路市

～「姫路市手話言語条例」前文～

手話は、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、平成 23 年には障害者基本法が改正され、手話は言語として位置付けられました。さらに、平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。しかしながら、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況には至っていません。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことのできるまちを目指し、この条例を制定します。

〔 手話の歴史 〕

明治時代 日本で手話が生まれる

ろう者の間で手話が生まれ、ろう学校などで次第に使われるようになりました。

昭和 8 年 ろう学校での手話の使用が禁止される

手話は日本語が身につかないという理由から、口の動きを読み取る「口話法」による教育が主となりました。

平成 18 年 国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」が採択される 「言語」には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記されました。

平成 23 年 「改正障害者基本法」において手話が言語として位置づけられる 国の法律で初めて手話が言語であることが明記されました。

平成 26 年 日本が「障害者の権利に関する条約」を批准する

平成 28 年 「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」が施行される

平成 28 年 「姫路市手話言語条例」が制定される（平成 29 年 4 月施行）

平成 29 年 国連で 9 月 23 日を「手話言語の国際デー」と宣言する決議が採択される

令和 6 年 「改正障害者差別解消法」が施行される

姫路市においては、手話言語に関する条例の制定を求める声が高まる中、障害者差別解消法が施行された平成 28 年の 12 月市議会本会議において「姫路市手話言語条例」案が議員提案として提案され、全会一致で可決されました。

条例では、「手話は言語である」という障害者基本法上にも明記されている認識に基づき、手話の理解と普及の促進を図り、手話を使用しやすい環境を構築することにより、ろう者を含めた全ての市民が障害の有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することをその目的としています。

ろう者とは？

この条例においてろう者とは、聴覚障害のある人のうち、耳が全く聞こえない人で、手話という母語を身につけ、手話により日常生活又は社会生活を営む人のことをいいます。外見からは、その障害があることが分かりません。

ろう者たちが困ること、願うこと

地域や職場などで

相手の話すことがわからず、また声を出して話すことができない人も多いので、気軽にコミュニケーションをとりたくてもできないことがあります。

病院、銀行お店などで

銀行や病院で名前を呼ばれてもわからないことがあります。店内や駅で音声放送が聞こえず、状況がわからぬことがあります。

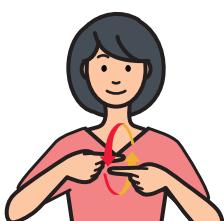
災害時、緊急時などに

災害時のサイレンや音声のみの緊急放送が聞こえず、状況がわからぬことがあります。災害時に逃げ遅れたりする心配があります。

ろう者と接する場合、後ろからではなく前にまわって話しかけてもらうと安心です。手話ができないても、筆談や口話、身振り手振りを使ったりして情報を伝えることができます。上記のような日常生活のいろいろな場面において、聞こえない人がいることを想定した丁寧な対応が求められています。

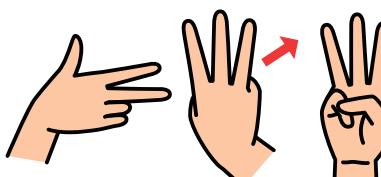
聴覚障害のある人の様々なコミュニケーション

手話



手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現します。

指文字



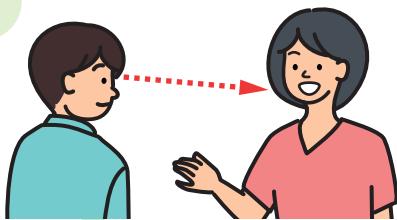
指の形で「あ・い・う・え・お」などを一字ずつ表すものです。

筆談



メモ用紙や簡易筆談器などに、文字を書いて表します。

口話



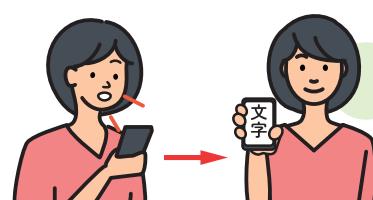
相手の口の動きを見て、言葉を読み取ります。

補聴器



補聴器を使うことで音声での会話が可能な人もいます。

音声文字変換システム



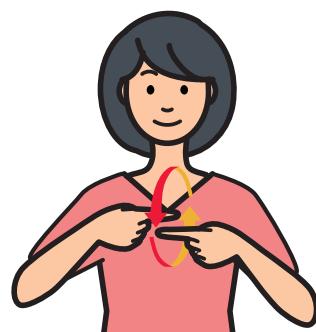
音声を文字に変換するパソコンやタブレット端末等のアプリケーションを活用する方法もあります。

[手話をやってみよう]

手話 とは？

手指や体の動き、顔の表情を使って表現する、「目で見る言葉」です。聴覚障害のある人たちの間で自然に生まれ、発展してきました。

日本語とは異なる独自の語彙や文法体系をもっています。また、日本語に見られるように、習慣や文化の違いなどから地域によって異なる表現（いわゆる方言）もあります。



手話



何？

手話であいさつ してみよう

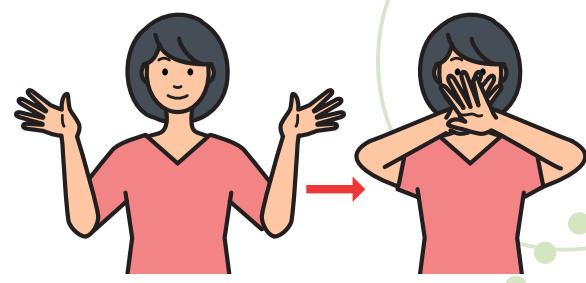
おはよう



こんにちは



こんばんは



あいさつ



ありがとう



お疲れさま



すみません



さようなら



よろしくお願ひします

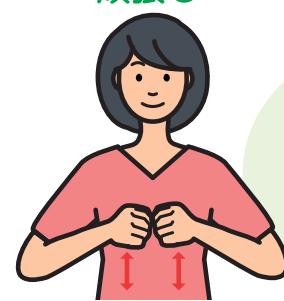


手話で気持ちを
伝えてみよう

一緒に



頑張る



拍手



わかりました



大丈夫？



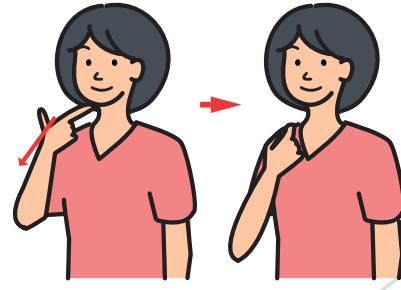
うれしい



悲しい

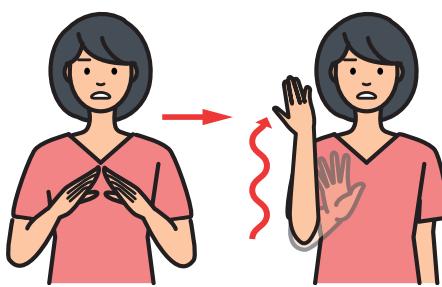


好き

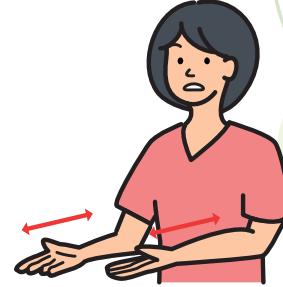


緊急時・災害時
の手話

火災



地震



危ない



避難 (逃げる)



助けて



【 指文字をやってみよう 】



アルファベットの「a」



アルファベットの「i」



アルファベットの「u」



アルファベットの「e」



アルファベットの「o」



アルファベットの「k」



影絵のきつね



手話の数詞「九」



アルファベットの「B」



カタカナの「コ」の一部



アルファベットの「s」



手話の数詞「七」



カタカナの「ス」



中指を立てる



手話の「それ」の「そ」



アルファベットの「t」



カタカナの「チ」



カタカナの「ツ」



「手」そのもの



「あなたと私」の「と」



アルファベットの「N」



カタカナの「ニ」



手話の「盗む」の「ぬ」



手話の「木の根」の「ね」



カタカナの「ノ」



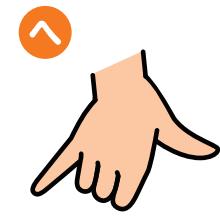
アルファベットの「h」



手話の数詞「一」



カタカナの「フ」



カタカナの「ヘ」



「舟の帆」の形

- ・指文字は、手と指を使って50音などを表現するものです。
- ・手話を補足するときや固有名詞を表現するときなどに使います。
- ・下記のイラストは相手からみた図です。向きなどに気をつけて表現しましょう。



アルファベットの「m」



手話の数詞「三」



手話の数詞「六」



「目」の形



手話の「もちろん」の「も」



アルファベットの「Y」



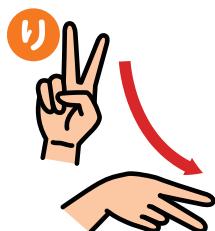
「湯気」の形



手話の数詞「四」



アルファベットの「R」



カタカナの「リ」



カタカナの「ル」



カタカナの「レ」



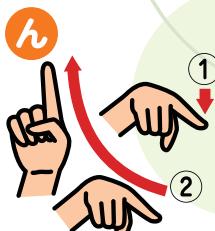
カタカナの「ロ」



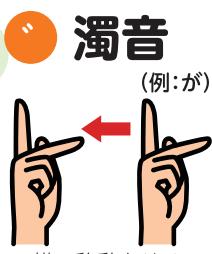
アルファベットの「W」



「お」を後ろに引く



カタカナの「ン」



(例: ga)
横に移動させる



(例: pa)
上に移動させる



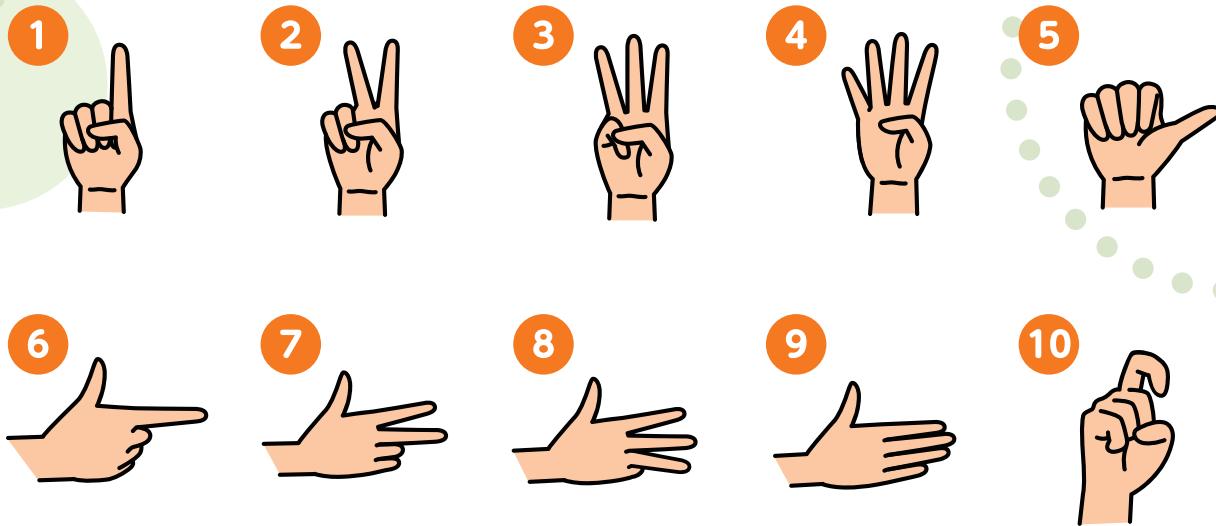
後ろに引く



人差し指で「|」空書する



数字を表してみよう



手話を使って話しかけてみよう！

ろう者に出会ったときには、ぜひ手話を使って話しかけてみてください。手話を全て覚えることはできなくても、「おはようございます」「こんにちは」など、簡単なあいさつの手話ならすぐに使うことができます。手話で話しかけられることはろう者にとっても大変うれしいことです。

ろう者たちは、聴覚障害に対する理解が広がり、手話ができる人が増え、交流できる場が増えることを望んでいます。

聞こえる人も聞こえない人もお互いに尊重し合い安心して暮らすことのできるまちづくりのためには、多くの人が手話に親しみを持ち、身近なものとなる環境をつくることが必要です。



手話を学んでみたい！

手話を 学ぶ講座

聴覚や言語機能等に障害のある人の支援のため、手話の技術を学ぶための講座を開催しています。開始月の前月号または前々月号の「広報ひめじ」へ募集記事を掲載します。(年によって開催時期等が変わることがあります。)

・入門・基礎講座（4月から翌年3月まで・週1回2時間・全46回）

手話の基本的な表現を学びます。

・レベルアップ講座（5月から9月まで・週1回2時間・全20回）

基本的な手話を習得した人のレベルアップを図ります。

・通訳者養成講座（4月から翌年2月まで・週1回2時間・通訳養成Ⅰ〈全36回〉・通訳養成Ⅲ〈全11回〉と通訳養成Ⅱ〈全34回〉を隔年開催。例：令和7年度 通訳養成Ⅰ・Ⅲ実施、令和8年度 通訳養成Ⅱ実施）

手話で日常生活ができる技術を有する人を対象に、手話通訳者として必要な知識や技術の習得を目指します。

手話 サークル

手話を使ってろう者と交流します。姫路手話サークル連絡会には下記の3団体があります。

- ・虹の会 活動日：火曜午前・木曜夜間
- ・サンゴ樹（香寺町） 活動日：土曜夜間
- ・夢ほたる（夢前町） 活動日：木曜夜間

手話に関する支援制度

手話通訳者 の設置

市役所本庁舎1階の手話通訳者待機所では手話通訳者2名が常駐し、本庁舎内の窓口での手続きの支援を行っています。（月～金 9時～17時〈12時から13時を除く〉）

手話通訳者 の派遣

聴覚や言語機能の障害等で意思疎通を図ることに支障がある方に、公的機関や医療機関等での意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の派遣を行っています。利用にあたっては、意思疎通支援事業の支給決定を受ける必要があります。詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

手話に関する助成事業

事業者向け手話研修会の 講師派遣に係る費用助成

姫路市内の事業者（企業等）がその従業員等向けに手話研修を実施する場合に、講師派遣費用を助成します（上限額あり）。

手話通訳者の派遣に係る 費用助成

事業者（企業等）が開催するイベントや行事等で手話通訳者を設置する場合に、手話通訳者の派遣費用を助成します（上限額あり）。

姫路市手話言語条例

(制定:平成28年12月20日 施行:平成29年4月1日)

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及の促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を構築し、障害者の社会的障壁の除去に寄与することによって、全ての市民が障害の有無にかかわらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を理解し尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するための施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する市町村障害者計画の中に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における手話の普及)

第8条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、手話が必要な児童生徒に対し、手話による学習支援に努めるものとする。

(事業者への支援)

第9条 市は、事業者が行う手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境づくりのための取組に対し、助言を行うとともに支援に努めるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【聴覚障害に関するマーク】

・聴覚障害者のシンボルマーク「耳マーク」



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを掲示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

(所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

・聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(所管：警察庁)

・手話マーク



聴覚障害者に対するコミュニケーション手段の配慮について、「手話で対応できる」「手話でコミュニケーションできる人がいる」ことを表しています。

行政機関などの窓口に掲示したり、イベントなどの会場で手話のできる案内係がネームプレートで携帯したり、聴覚障害者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示するため策定されました。

(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)

・筆談マーク



聴覚障害者に対するコミュニケーション手段の配慮について、「筆談で対応できる」ことを表しています。行政機関などの窓口に掲示したり、聴覚障害者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示するため策定されました。

(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)

姫路市手話言語条例が目指すもの

手話は言語である

という認識に基づき、

手話の理解と普及の促進

手話を使用しやすい環境づくり

を推進し、

全ての市民が障害の有無にかかわらず
お互いに人格と個性を
尊重し合いながら共生し、
安心して暮らすことのできる
地域社会の実現

を目指します。



発 行：令和7年（2025年）3月

姫路市 障害福祉課 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2454 FAX：079-221-2374

メール：syogaif@city.himeji.lg.jp

協 力：姫路ろうあ協会